

### Ⅲ 肝がん・重度肝硬変の入院医療費助成制度について

#### はじめに

B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）の治療水準の向上に向け、患者負担等の環境を整備するため、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」が平成30年4月1日から実施されました。

肝がん・重度肝硬変は予後が悪く、慢性肝炎から進行していくため長期にわたり療養が必要であるという特徴があります。これらを踏まえて、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、治療効果・生命予後・生活の質を考慮し、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築することがこの事業の目的です。

#### 助成の対象となる方

次の要件を満たす方が助成の対象です。

- ◆県内に住民票がある
- ◆被保険者証等を持っている
- ◆要綱・要領に定める対象医療（次項参照）を必要とする
- ◆下表の年齢区分に応じて、それぞれ同表の階層区分に該当する  
（概ね世帯年収 370 万円未満）

年齢区分	階層区分
70 歳未満	医療保険者が発行する限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の所得額の適用区分が「エ」又は「オ」
70 歳以上 75 歳未満	医療保険者が発行する高齢受給者証の一部負担金の割合が「2割」
75 歳以上※	後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が「1割」

※「75 歳以上」には、「65 歳以上 75 歳未満であって後期高齢者医療制度に加入している者」も含まれます。

- ◆肝がん・重度肝硬変の治療の研究への協力に同意した
- ◆県からの認定を受けた

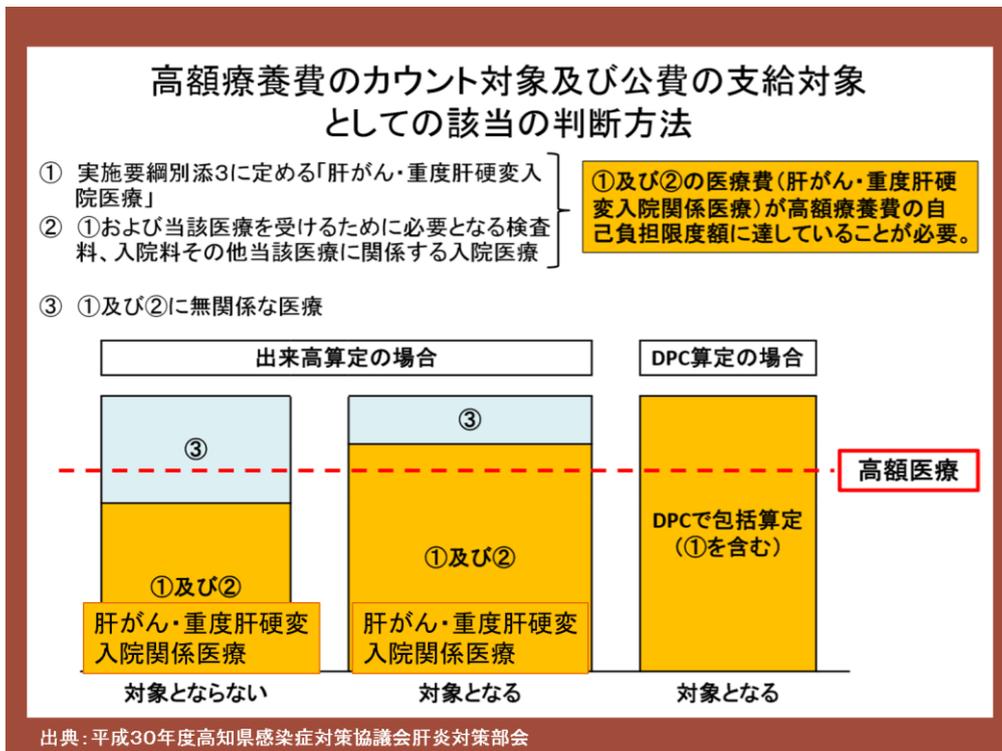
## 助成の対象となる医療・医療費

次の要件を満たす医療が助成の対象です。

- ◆ 指定医療機関で受けた肝がん・重度肝硬変入院関係医療<sup>※1</sup>（以下「肝がん等入院関係医療」）である
- ◆ その月の肝がん等入院関係医療費が高額療養費算定基準額を超えている<sup>※2</sup>
- ◆ その月以前の12月以内に、肝がん等入院関係医療費が高額療養費算定基準額を超えた月が3月以上ある

※1 B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の患者に対して行われる入院医療と、これを受けるために必要な検査料・入院料その他上記医療に関する入院医療。ただし、県指定の医療機関で行われた保険適用のものに限ります。具体的には要領別表3に定めています。

※2 肝がん等入院関係医療と無関係な医療は計算に含まず、助成対象にもできません。ただし、DPCのため切り分けて請求ができない場合は計算や助成対象に含んで差し支えありません（下図参照）。

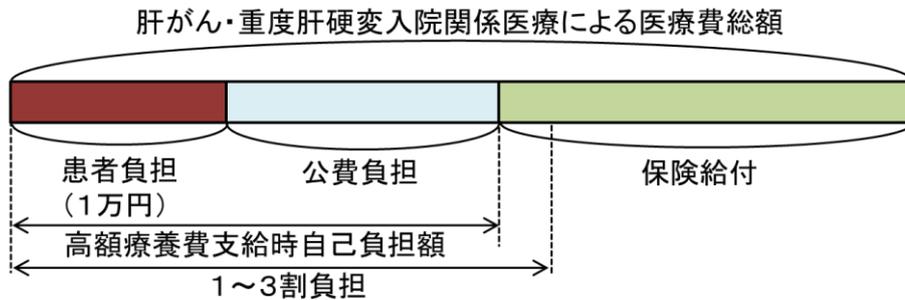


保険適用外のもの（診断書作成に係る文書料など）は助成対象外です。

## 助成の内容

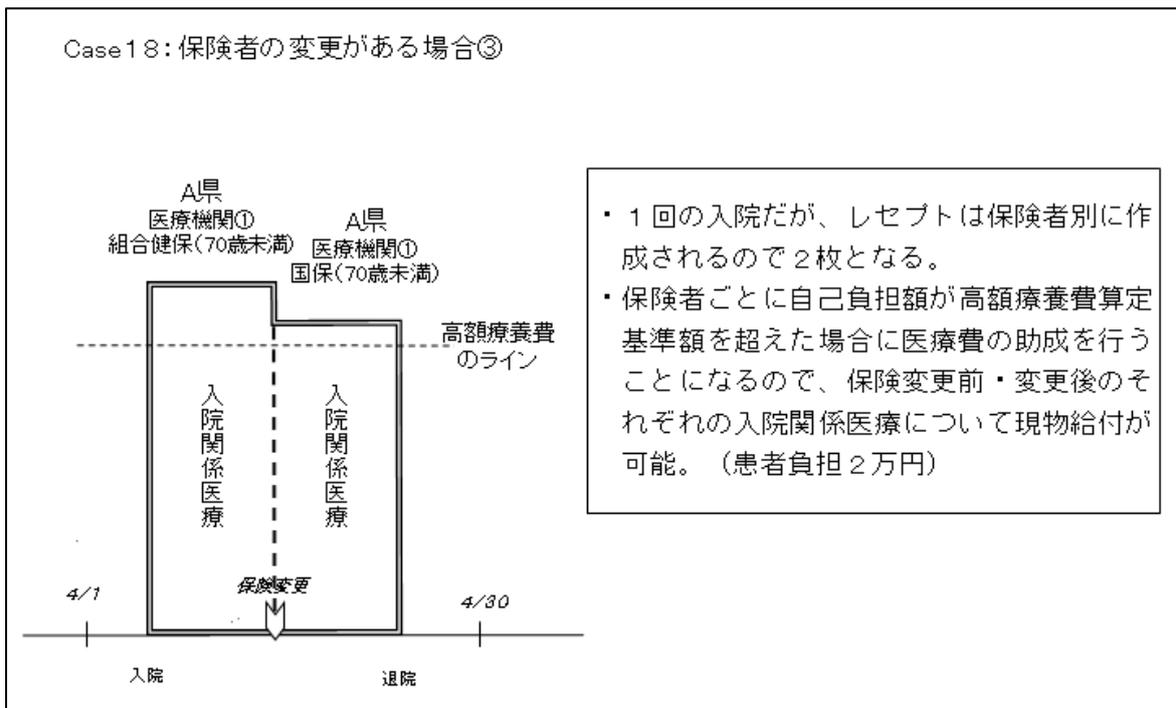
入院関係医療の患者負担額（＝下図「高額療養費支給時自己負担額」）から1万円を除いた額が助成されます。

助成を受けると、患者さんは入院関係医療について1万円以上負担がかからなくなります。



ただし、1万円は1医療機関あたりの自己負担額なので、複数の医療機関に入院した場合は1万円以上の自己負担が発生します。

また、月の途中で加入医療保険が変わった場合にも1万円以上の自己負担が発生することがあります（下図参照）。



医療機関マニュアル（資料集）より抜粋

## 申請手続き

### 新規申請の流れ

①【入院先が指定医療機関の場合】

指定医療機関から制度の説明を受け、入院記録票（様式第9-1号）を受け取る

【入院先が指定医療機関でない場合※1】

- 医療機関が入院記録票を記載する場合、入院記録票（様式第9-1号）を受け取る
- 医療機関が入院記録票を記載しない場合、県庁または県保健所（支所）から入院記録票（様式第9-2号）を受け取る

※1 指定医療機関で受けた入院医療のみが助成対象です。対象患者の入院先が指定医療機関でない場合、当該医療機関は県に指定申請をするようにしてください。

②12月以内に3月以上、入院関係医療費が高額療養費の算定基準額を超えたら※2、指定医療機関から臨床調査個人票（診断書に類するもの。様式第2号）を受け取る

③書類を揃えて県庁または県保健所（支所）に申請する

④県が認定協議会を実施

⑤県が認めた者に参加者証を交付

⑥入院時には参加者証と入院記録票を持参

※2 下図（入院記録票）の①のカウントが「3」となった月の翌月から新規申請できます。

ただし、申請月から12月以内の入院記録票を確認し、①の〇が3つ以上ないと申請できません。①のカウントが「3」になってから長期間経つと申請できなくなる可能性があるため、注意してください。

年 月		医療機関名	医療内容	入院関係医療の自己負担額 <sup>※1</sup>	窓口支払額	他公費負担医療の支払額	保険者番号
日付	入院関係医療の高額療養費算定基準額 <sup>※2</sup>			保険診療の高額療養費算定基準額	保険種別	被保険者証の記号・番号	
(入院日)	①	□要綱第4の2に定める肝がん・重度肝硬変入院関係医療					
(退院日)							
(入院日)	②	□要綱第4の2に定める肝がん・重度肝硬変入院関係医療					
(退院日)							

基本的にはここが「3」以上なら申請可

① 当該月の入院関係医療の自己負担額（1～3割）が入院関係医療の高額療養費算定基準額を超えたときの指定医療機関は、次の項目を記載してください。

当該月以前の12月において、入院関係医療の自己負担額（1～3割）が入院関係医療の高額療養費算定基準額を超えた月数のカウント	/12	当該月をカウントした場合は、	○
---	-----	----------------	---

② ①のカウントが4/12以上である場合で、当該月の入院関係医療を特定疾病給付医療費としてその自己負担額を1万円としたときの指定医療機関は、指定医療機関ごとに、次の項目を記載してください。

当該月以前の12月において、指定医療機関ごとに、入院関係医療を特定疾病給付医療費として、その自己負担額を1万円とした月数のカウント	/12	当該月をカウントした場合は、	○
---	-----	----------------	---

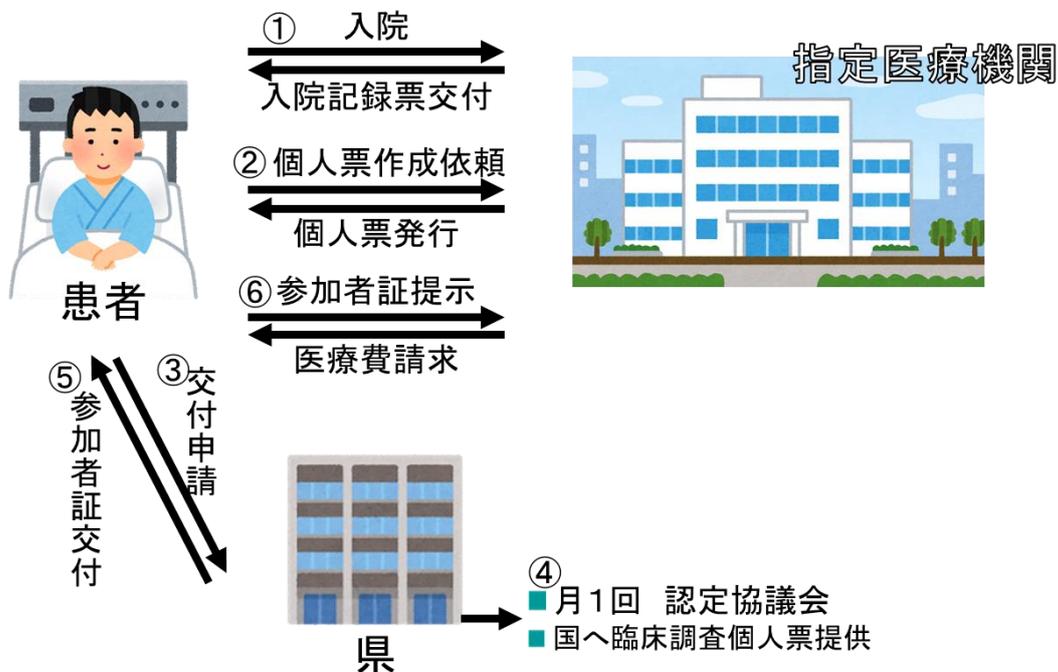
③ ①のカウントが4/12以上である場合で、本事業の助成対象であるが償還<sup>※1</sup>と

本事業の助成対象となる診療報酬点数	医療機関①	点	○
	医療機関②	点	○

申請月から12月以内にこの〇が3つ以上ないと申請できません。

※1 上記②に該当する場合は「10,000円」と記入してください。それ以外の場合は、入院関係医療の自己負担額（1～3割）ただし、この記入欄においては、1～3割が入院関係医療の高額療養費算定基準額を超えた場合は、その入院関係医療の高額療養費算定基準額とします。）を記入してください。

※2 上記②に該当する場合は、特定疾病給付医療費に係る高額療養費算定基準額を記入してください。上記②の数値が4/12以上である場合は、特定疾病給付医療費としての多数に該当する基準額あるときは、その額となります。



必要書類（新規）

参考：別表「所得区分に応じた提出書類」

書類の名称	備考
様式第1号 交付申請書	個人番号は記載しない。
様式第2号 臨床調査個人票・同意書	更新切れ新規の場合、この代わりに以前の参加者証（コピー可）でもよい。
様式第9号 入院記録票のコピー	様式第9-1号，9-2号のいずれでもよい。
健康保険証のコピー※1	
限度額適用認定証等のコピー※2	
住民票の写し※2	申請者のものだけでよい。 個人番号の記載がなく，取得日から概ね3ヶ月以内のもの。

※1 70歳以上75歳未満の場合，高齢受給者証のコピーも提出する。

※2 70歳以上で所得区分が「一般所得」にあたる場合，これらの書類に代わり下表の書類を提出する。

書類の名称	備考
保険加入状況に関する申立書	同一の保険に加入している者を記載する。
住民票の写し	上記申立書に記載した全員分。 個人番号の記載がなく，取得日から概ね3ヶ月以内のもの。
市町民税（所得割）の課税年額を証明する書類	上記申立書に記載した全員分。 全員が同じ年度で，申請日に取得できる最新年度のもの。

### 必要書類（転入）

書類の名称	備考
様式第1号 交付申請書	個人番号は記載しない。
転入前に交付された参加者証（原本）	有効期間内のもの。
健康保険証のコピー※1	
限度額適用認定証等のコピー※2	
住民票の写し※2	申請者のものだけでよい。 個人番号の記載がなく、取得日から概ね3ヶ月以内のもの。

※1，2については新規申請と同じ。

### 更新申請の流れ

新規申請と同様。

ただし、臨床調査個人票は不要です。

更新の場合も、更新月から12月以内に3月以上、入院関係医療費が高額療養費の算定基準額を超えている必要があります。

### 必要書類（転入）

年齢区分等によって異なるので、別表「所得区分に応じた提出書類」を参考にしてください。

申請に必要な様式は、広島県ホームページからダウンロードできます。

トップページ>健康・福祉・子育て>健康・医療 薬務課>肝炎対策グループ  
>肝がん・重度肝硬変に関する助成 患者の方へ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kanenshinsei/hcclcpatient.html>



## 別表 所得区分に応じた提出書類

### ○70歳未満・被用者保険

適用区分	新規申請	更新申請	保険者照会（更新時）
工	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨床調査個人票等</li> <li>被保険者証(写)</li> <li>限度額適用認定証等(写)</li> <li>本人の住民票(写)</li> <li>入院記録票(3/12以上)(写)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者証(写)</li> <li>被保険者証(写)</li> <li>本人の住民票(写)</li> <li>入院記録票(3/12以上)(写)</li> </ul> <p>(保険者照会に係る通知1 (2) ②により、適用区分の変更があった場合、保険者から通知があるため、更新時に限度額適用認定証等(写)の提出は不要)</p>	○追加提出書類なし（更新申請時の照会不要）
オ	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨床調査個人票等</li> <li>被保険者証(写)</li> <li>限度額適用認定証等(写)</li> <li>本人の住民票(写)</li> <li>入院記録票(3/12以上)(写)</li> </ul>	<p><b>&lt;7月早期&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者証(写)</li> <li>被保険者証(写)</li> <li>本人の住民票(写)</li> <li>入院記録票(3/12以上)(写)</li> <li>被保険者の非課税証明書類</li> </ul>	○ <b>7月下旬までに</b> 「被保険者の非課税証明書類(写)」の提出が必要 (適用区分オであることを保険者が確認するため)

### ○70歳未満・市町村国保

適用区分	新規申請	更新申請	保険者照会（更新時）
工・オ	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨床調査個人票等</li> <li>被保険者証(写)</li> <li>限度額適用認定証等(写)</li> <li>本人の住民票(写)</li> <li>入院記録票(3/12以上)(写)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者証(写)</li> <li>被保険者証(写)</li> <li>本人の住民票(写)</li> <li>入院記録票(3/12以上)(写)</li> </ul> <p>(保険者照会に係る通知2 (2) ①により、適用区分の変更があった場合、保険者から通知があるため、更新時に限度額適用認定証等(写)の提出は不要)</p>	○追加提出書類なし（更新申請時の照会不要。課税所得について市町村が税情報を把握しているため）

### ○70歳未満・国保組合

適用区分	新規申請	更新申請	保険者照会（更新時）
工・オ	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨床調査個人票等</li> <li>被保険者証(写)</li> <li>限度額適用認定証等(写)</li> <li>本人の住民票(写)</li> <li>入院記録票(3/12以上)(写)</li> </ul>	<p><b>&lt;7月早期&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者証(写)</li> <li>被保険者証(写)</li> <li>本人の住民票(写)</li> <li>入院記録票(3/12以上)(写)</li> <li>本人及び世帯全員の課税・非課税証明書類又は本人のマイナンバー</li> </ul>	○ <b>7月下旬までに</b> 「本人及び世帯全員の課税・非課税証明書類(写)」又は「本人のマイナンバー」の提出が必要 (適用区分を判定するため)

●70歳以上75歳未満・被用者保険

適用区分	新規申請	更新申請	保険者照会（更新時）
Ⅲ （一般所得）	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨床調査個人票等</li> <li>被保険者証(写)</li> <li>高齢受給者証(写)</li> <li>本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類</li> <li>本人及び世帯全員の住民票(写)</li> <li>入院記録票(3/12以上)(写)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者証(写)</li> <li>被保険者証(写)</li> <li>高齢受給者証(写)</li> <li>本人の住民票(写)</li> <li>入院記録票(3/12以上)(写)</li> </ul> <p>（保険者照会に係る通知1（2）②により、適用区分の変更があった場合、保険者から通知があるため、更新時に税関連書類の提出は不要）</p>	●追加提出書類なし（更新申請時の照会不要）
Ⅱ （低所得Ⅱ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨床調査個人票等</li> <li>被保険者証(写)</li> <li>高齢受給者証(写)</li> <li>限度額適用認定証等(写)</li> <li>本人の住民票(写)</li> <li>入院記録票(3/12以上)(写)</li> </ul>	<p>&lt;7月早期&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者証(写)</li> <li>被保険者証(写)</li> <li>高齢受給者証(写)</li> <li>本人の住民票(写)</li> <li>入院記録票(3/12以上)(写)</li> <li>被保険者の非課税証明書類</li> </ul>	●7月下旬までに「被保険者の非課税証明書類(写)」の提出が必要（適用区分Ⅱであることを保険者が確認するため）
Ⅰ （低所得Ⅰ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨床調査個人票等</li> <li>被保険者証(写)</li> <li>高齢受給者証(写)</li> <li>限度額適用認定証等(写)</li> <li>本人の住民票(写)</li> <li>入院記録票(3/12以上)(写)</li> </ul>	<p>&lt;7月早期&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者証(写)</li> <li>被保険者証(写)</li> <li>高齢受給者証(写)</li> <li>本人及び世帯全員の住民票(写)</li> <li>入院記録票(3/12以上)(写)</li> <li>被保険者及び被扶養者の非課税証明書類</li> </ul>	●7月下旬までに「被保険者及び被扶養者の非課税証明書類(写)」の提出が必要（適用区分Ⅰであることを保険者が確認するため）

●70歳以上75歳未満・市町村国保

適用区分	新規申請	更新申請	保険者照会（更新時）
Ⅲ （一般所得）	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨床調査個人票等</li> <li>被保険者証(写)</li> <li>高齢受給者証(写)</li> <li>本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類</li> <li>本人及び世帯全員の住民票(写)</li> <li>入院記録票(3/12以上)(写)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者証(写)</li> <li>被保険者証(写)</li> <li>高齢受給者証(写)</li> <li>本人の住民票(写)</li> <li>入院記録票(3/12以上)(写)</li> </ul> <p>（保険者照会に係る通知2（2）①により、適用区分の変更があった場合、保険者から通知があるため、更新時に税関連書類の提出は不要）</p>	●追加提出書類なし（更新申請時の照会不要。課税所得について市町村が税情報を把握しているため）
Ⅱ （低所得Ⅱ） ・ Ⅰ （低所得Ⅰ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨床調査個人票等</li> <li>被保険者証(写)</li> <li>高齢受給者証(写)</li> <li>限度額適用認定証等(写)</li> <li>本人の住民票(写)</li> <li>入院記録票(3/12以上)(写)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者証(写)</li> <li>被保険者証(写)</li> <li>高齢受給者証(写)</li> <li>本人の住民票(写)</li> <li>入院記録票(3/12以上)(写)</li> </ul> <p>（保険者照会に係る通知2（2）①により、適用区分の変更があった場合、保険者から通知があるため、更新時に限度額適用認定証等(写)の提出は不要）</p>	●追加提出書類なし（更新申請時の照会不要。課税所得について市町村が税情報を把握しているため）

●70歳以上75歳未満・国保組合

適用区分	新規申請	更新申請	保険者照会（更新時）
Ⅲ (一般所得)	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨床調査個人票等</li> <li>被保険者証(写)</li> <li>高齢受給者証(写)</li> <li>本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類</li> <li>本人及び世帯全員の住民票(写)</li> <li>入院記録票(3/12以上)(写)</li> </ul>	<p>&lt;7月早期&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者証(写)</li> <li>被保険者証(写)</li> <li>高齢受給者証(写)</li> <li>本人及び世帯全員の住民票(写)</li> <li>入院記録票(3/12以上)(写)</li> <li>本人及び世帯全員の課税・非課税証明書類又は本人のマイナンバー</li> </ul>	<p>●7月下旬までに「本人及び世帯全員の課税・非課税証明書類(写)」又は「本人のマイナンバー」の提出が必要 (適用区分を判定するため)</p>
Ⅱ (低所得Ⅱ) ・ Ⅰ (低所得Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨床調査個人票等</li> <li>被保険者証(写)</li> <li>高齢受給者証(写)</li> <li>限度額適用認定証等(写)</li> <li>本人の住民票(写)</li> <li>入院記録票(3/12以上)(写)</li> </ul>	<p>&lt;7月早期&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者証(写)</li> <li>被保険者証(写)</li> <li>高齢受給者証(写)</li> <li>本人及び世帯全員の住民票(写)</li> <li>入院記録票(3/12以上)(写)</li> <li>本人及び世帯全員の課税・非課税証明書類又は本人のマイナンバー</li> </ul>	<p>●7月下旬までに「本人及び世帯全員の課税・非課税証明書類(写)」又は「本人のマイナンバー」の提出が必要 (適用区分を判定するため)</p>

□75歳以上・後期高齢者医療保険

適用区分	新規申請	更新申請	保険者照会（更新時）
Ⅲ (一般所得)	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨床調査個人票等</li> <li>後期高齢者医療被保険者証(写)</li> <li>本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類</li> <li>本人及び世帯全員の住民票(写)</li> <li>入院記録票(3/12以上)(写)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者証(写)</li> <li>後期高齢者医療被保険者証(写)</li> <li>本人の住民票(写)</li> <li>入院記録票(3/12以上)(写)</li> </ul> <p>(保険者照会に係る通知3(2)により、適用区分の変更があった場合、保険者から通知があるため、更新時に税関連書類の提出は不要)</p>	<p>□追加提出書類なし (更新申請時の照会不要。 課税所得について市町村が 税情報を把握しているため)</p>
Ⅱ (低所得Ⅱ) ・ Ⅰ (低所得Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨床調査個人票等</li> <li>後期高齢者医療被保険者証(写)</li> <li>限度額適用認定証等(写)</li> <li>本人の住民票(写)</li> <li>入院記録票(3/12以上)(写)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者証(写)</li> <li>後期高齢者医療被保険者証(写)</li> <li>本人の住民票(写)</li> <li>入院記録票(3/12以上)(写)</li> </ul> <p>(保険者照会に係る通知3(2)により、適用区分の変更があった場合、保険者から通知があるため、更新時に限度額適用認定証等(写)の提出は不要)</p>	

## 参加者証の有効期間

参加者証の有効期間は、原則として、申請書を提出した月の初日から1年です。

下表に当てはまる場合、有効期間は申請書を提出した月の初日から直近の7月末日までです。

年齢区分	保険の種類	所得区分
70歳未満	被用者保険	才
	国保組合	工 才
70歳以上75歳未満	被用者保険	Ⅱ（低所得Ⅱ）Ⅰ（低所得Ⅰ）
	国保組合	Ⅲ（一般所得）Ⅱ（低所得Ⅱ） Ⅰ（低所得Ⅰ）

## 参加者証の交付

対象患者と認定された方には、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証（参加者証）を交付します。

患者さんが指定医療機関で入院医療を受ける際に、参加者証と入院記録票を指定医療機関に提示します。指定医療機関では、入院記録票に自己負担額等を記載してください。

※参加者証の記載事項に変更がある場合は、県に変更届を提出してください。

また、参加者証には医療機関名を記載しません。指定医療機関であればどの医療機関でも参加者証と入院記録票を使用できます。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証			
公費負担者 番 号		公費負担医療の 受給者番号	
参加者	住所		
	氏名		
	性別	生年月日	
保険種別		被保険者証の 記号・番号	
保険者番号		適用区分	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
自己負担 限度月額	10,000円		
年 月 日交付			
広島県知事 (知事名) 印			
備考			

## 入院医療費の償還払い

助成対象月に、患者の責めに帰さない理由により、入院医療費助成の現物支給を受けられなかった場合（入院医療費の支払いが窓口で1万円にならなかった場合）、入院医療費の償還払い請求ができます。

### 必要書類（償還）

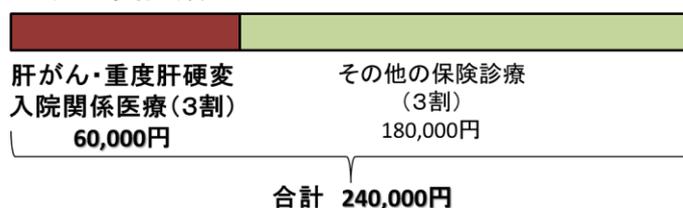
書類の名称	備考
様式第10号 償還払い請求書	
様式第4号 参加者証のコピー	有効期間内のもの。
様式第9号 入院記録票のコピー	請求月が医療費助成の対象であることが確認できるもの。 様式第9-1号、9-2号のいずれでもよい。 ただし、請求月は様式第9-1号に限る。
健康保険証のコピー	
預金通帳のコピー等	振込先のわかるもの。
領収書及び診療明細書	請求月に受診した医療機関が発行したもの <b>全て</b> （ <b>肝がん・重度肝硬変と無関係の医療や外来の医療も含む</b> ）
様式第11号 委任状	申請者と振込口座名義が違う場合のみ。

※ 請求月（償還払いを受けたい月）に肝がん・重度肝硬変入院関係医療以外で医療費が発生している場合、全ての医療費を考慮して按分し、支払います。対象医療以外の領収書・診療明細書も必ず揃えてください。

### 償還払いの計算方法例

70歳未満所得区分エ（算定基準額57,600円）の場合

－ 自己負担額



医療費全体に対する肝がん・重度肝硬変入院医療の割合  
 $= 60,000円 / 240,000円 = 1/4$

窓口支払い額に占める肝がん・重度肝硬変入院医療の額  
 $= 57,600円 \times 1/4 = 14,400円$

**償還する額 = 14,400円 - 10,000円 = 4,400円**

なお、医療機関が記載する書類（医療費確認書）はありません。

## その他の手続き

内容	必要書類
申請内容に変更があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 様式第3号 変更届</li> <li>• 様式第4号 参加者証（原本） ※参加者証記載内容に変更がある場合</li> <li>• 変更事項を証明できるもの 例）氏名：戸籍抄本，運転免許証 住所：住民票</li> </ul>
参加者証を再交付してほしい	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 様式第5号 再交付申請書</li> <li>• 様式第4号 参加者証（原本） ※紛失以外の理由による場合</li> </ul>
この事業への参加を辞めたい <ul style="list-style-type: none"> <li>• 参加者証がなくなった</li> <li>• 対象患者ではなくなった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 様式第7号 参加終了申請書</li> <li>• 様式第4号 参加者証（原本）</li> </ul>

## 指定医療機関について

肝がん等入院関係医療を適切に行える保険医療機関を「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関」として指定しています。

本事業による医療費助成は、指定医療機関での肝がん・重度肝硬変に関する入院医療費に限ります。

### 指定医療機関の要件

- 1 要領別表3に定める入院医療を行うことができる
- 2 指定医療機関に求められる次の役割を行うことができる
  - (1) 対象患者に本事業の説明及び入院記録票の交付を行う
  - (2) 入院記録票の記載を行う
  - (3) 肝がん等入院医療に従事している医師に臨床調査個人票を作成させ、交付する
  - (4) 公費負担医療の請求医療機関として適切に公費の請求を行う
  - (5) その他、指定医療機関として本事業に必要な対応について協力する
- 3 「広島県肝疾患診療支援ネットワーク」に属している、又は同ネットワークへの参画を希望する

※肝臓専門医が常勤している必要はありません

申請に必要な様式は、広島県ホームページからダウンロードできます。

トップページ>健康・福祉・子育て>健康・医療 薬務課>肝炎対策グループ  
>肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kanenshinsei/hccl.html>

